

栃木県立栃木工業高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が、学校の様々な教育活動に意欲的に取り組み学校生活を充実させ、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導の際に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方についてきちんと指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にして対応します。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒や保護者の立場に立って、いじめられている生徒を徹底的に守り通す体制を整備します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為で有り、決して見逃さずに根絶しようとする態度を育成します。
- 問題が解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導し、良好な人間関係の構築に努めます。